

水中 嬰兒 死体 解剖 例

昭和33年12月1日 受付

信州大学医学部法医学教室(主任:野田金次郎教授)

平 岩 邦 弥 遠 藤 育 男

長野県警察本部鑑識課

"On a Case of dead Baby, found in a river."

Kuniya Hiraiwa and Ikuo Endo

Department of Legal Medicine, Faculty of Medicine,
Shinshu University

(Director: Prof. Dr. Kinjiro Noda)

まえがき

水中で発見されたり、そうでなくても、丁度長時間洗濯をした後の様に手足の皮が、白く“しわ立”っている死体の場合、その死亡の原因が溺死であるかどうか問題となる。又溺死とは、液体によつて機械的に呼吸が障碍されて窒息死に陥るのであるから、確に水中から発見された死体でも、投水のショック等で入水直前つまり水を吸引しないで既に死亡している事もあり得るし、更に又他の方法で殺害されて後溺死をよそおわせて投水された場合も考えられる。この様な点は、法医学解剖上、重要な点として古くから注意が喚起されて居り、従つて、確に溺死であると断定しうる所見についての研究もかなり多いが、解剖所見のみから溺死を断定する事は難しい場合が多い。そこでいろいろな検査をするのであるが、その主なものを一括して略述してみると次の如くである。

(i) 気道内(特にその深部に)に砂等の異物の発見

(ii) 胸腹腔内の溺水の証明

(iii) 左心室内血液、右心室内血液について、水分、塩分、粘稠度、氷点降下度、比電気伝導度等の定量的比較。

之によつて例えば、河口附近で発見された溺死体でも、左室血のCl量の方が右室血より異常に大であれば、海で入水したものが河に流れ込んだものであろうという風に解釈してゆく。

(iv) Plankton の証明

等があげられる。

昨今の本邦の研究では、(iv)が最も確実であるとされている。即血液、肺、肝、腎等にPlanktonが証明されれば溺死であり、逆に証明されなければ溺死でないといつてよい。Planktonの証明は、溺死か否かの鑑定に重要な要素になるものであり、時にはこれの種類判別に依つて溺死した場所をすら推定しうる事

がある。

我々は最近、この事を裏書きする様な事例を扱つたので、その概要を述べてみよう。

因に松本附近でみられるPlanktonの二三種を示せば写真の通りである。

死体の状況

女性嬰兒死体。血液型O型。死後5~7日を経過している。体格栄養共に略尋常。全身の皮色は一般に帯緑灰色で、顔面腹壁は表皮が一部剝離して赤い真皮を露出し(死後変化)腹部は膨隆していた。死体硬直は全関節に於て全く緩解していた。死後変化が強いため正確を期し難いが、諸計測値より大体成熟児であり又頭皮下に産瘤の認められる点等より見て正常に娩出されたものと確認された。更に又慎重な肺浮游試験の結果は陽性であり、少くとも分娩後呼吸作用を行つた事のある生産児である事を確認しえた。外表及内部諸臓器の所見は、死後変化がやゝ高度ではあつたが明かな死因と考えられる外傷、疾患啼型等の異常は認められなかつた。唯、口腔内には脱脂綿が強く挿入されて居り、且其の為に舌尖部は口蓋に圧迫された状態であつた。又脱脂綿の挿入部の周囲組織には死後変化の為皮下又は口腔粘膜下の出血等は確認しえなかつた。併し左肺上葉実質内に出血を認め且腎盂粘膜に蚤刺大及それ以下の溢血点数ヶを認め、更に死後変化の為さだかではなかつたが、眼球並眼瞼結膜は淡桃色を呈している所より、少くともこの部には血管の充盈があつたのではなからうかと考えられた。其処で肺についてPlankton検査を行つた。即肺の一部をそのまま採取し更にその肺片の周囲の部分に注意しつつ、取除き、約10瓦について型の如く壊機法を行つて後速心沈澱物を検鏡するに、全くPlanktonの存在を認めなかつた。(詳細は、日本法医学雑誌8巻、143-147頁参照)

即ち此の事実は死体は水を吸引していないという事である。依つて解剖所見上恐らく出産後間もなく口内

に脱脂綿を強く挿入することに依つて窒息死を来させて後投水遺棄したものと考えるのが一番妥当であると結論された。又大腸内に胎便が充満して居り、胎垢も所々に認められた点より出生後かなり速に死亡したものと考えられた。更に臍帯の胎児側が約19纏もあり、その断端部に何等結紮等の処置も施してなく、又施したと思はれる痕跡も認められなかつた。而もその断端は全く不整であり一見引きちぎつた如き所見を呈している。かゝる点よりみてこの嬰兒の分娩は正規の環境の許に於て行はれたものとは考えられないし、従つて又この母親は分娩に対して経験の浅い人ではなからうかと推測された。

事件の概要

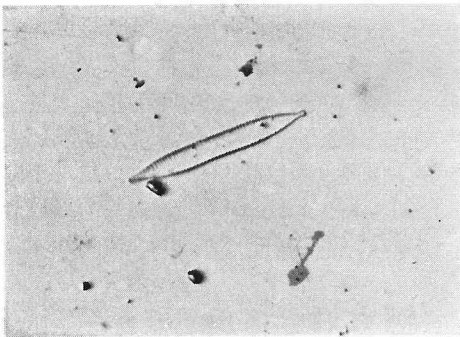
解剖後かなり経て、事件は解決したが、その概要は次の如くであつたという。

即ち或る店の若い住込みの雇人同志で（K氏：血液

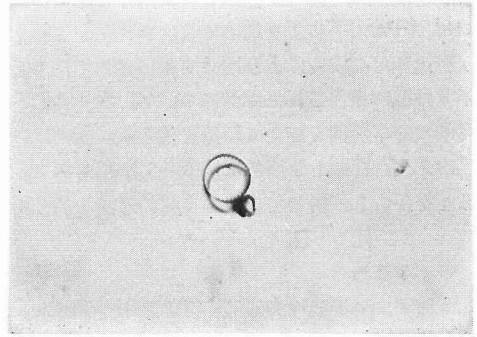
型OMN型、S嬢：血液型OM型）肉体的関係が生じ妊娠した。初産である事や、又身体的条件等で他人にあまり気付かれずにいる内月満ちて、或日遂に産気づき、便所内で分娩し、すぐ脱脂綿を口中に挿入し、遂に死亡せしめた。次で若い二人で相談の結果、死体を近くの川に投入遺棄して知らぬ顔をしていた。数日後かなり下流の或る町にこの死体が漂着して問題となつたものである。

むすび

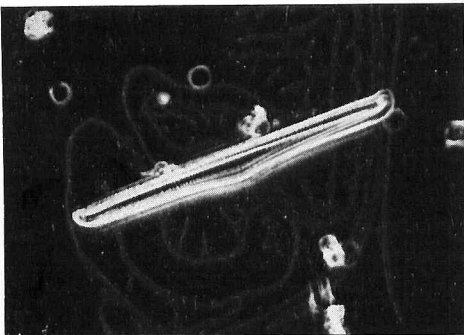
水中死体の検査に当つて肺、血液、肝、腎、等よりプランクトンの証明が溺死か否かの診断に必要であることが学会で認められ、水中死体等については鑑識検査上必ずこの検査をすべく学会としても要望されているのであるが、水中嬰兒屍について之を検査し、死亡後投水と断定出来、且その他の所見から推定された事件の経過が、殆ど事実と一致していた一例を報告した。



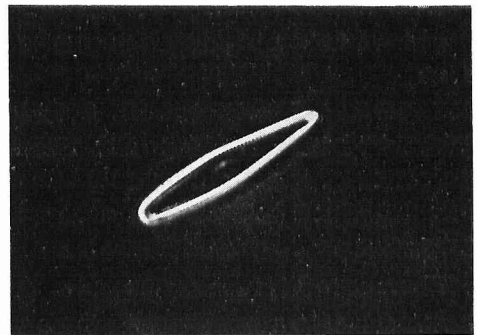
普通頭 顕微鏡像



普通頭 顕微鏡像



位相差頭 顕微鏡像



位相差頭 顕微鏡像